

## 佐賀県東部工業用水道規程第6号

佐賀県東部工業用水道の管理者権限を行う知事の略称を変更するための関係規程の整備に関する規程を次のように定める。

佐賀県東部工業用水道の管理者権限を行う知事の略称を変更するための関係規程の整備に関する規程

令和5年5月19日

佐賀県知事 山口 祥 義

(佐賀県東部工業用水道財務規程の一部改正)

**第1条** 佐賀県東部工業用水道財務規程(昭和43年佐賀県東部工業用水道規程第1号)の一部を次のように改正する。

本則中「管理者等」を「知事等」に、「行なう」を「行う」に、「行なった」を「行った」に、「行ない」を「行い」に、「行なわれる」を「行われる」に、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に、「行なわない」を「行わない」に、「行なわせる」を「行わせる」に、「行なわせなければならない」を「行わせなければならない」に改める。

第2条第5号中「「管理者」」を「「知事」」に改める。

第8条第3項、第21条、第22条、第23条第1項及び第26条から第30条までの規定中「管理者」を「知事」に改める。

第31条中「合計残高試算表」を「月次試算表」に、「管理者」を「知事」に改める。

第56条及び第78条中「管理者」を「知事」に改める。

第85条第2項中「管理者」を「管理者の権限を行う知事」に改める。

第87条、第88条第1項、第91条、第109条第1項、第111条、第116条第1項、第122条、第123条、第125条、第126条、第127条及び第135条中「管理者」を「知事」に改める。

(佐賀県東部工業用水道の使用に関する条例施行規程の一部改正)

**第2条** 佐賀県東部工業用水道の使用に関する条例施行規程(昭和43年佐賀県東部工業用水道規程第2号)の一部を次のように改正する。

「行なう」を「行う」に、「行なった」を「行った」に改める。

第3条中「「管理者」」を「「知事」」に改める。

第4条から第11条まで、第13条から第15条まで及び様式第13号の(裏)中「管理者」を「知事」に改める。

(佐賀県東部工業用水道局の管理に関する規程の一部改正)

**第3条** 佐賀県東部工業用水道局の管理に関する規程(昭和48年佐賀県東部工業用水道規程第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「行なう」を「行う」に、「「管理者」」を「「知事」」に改める。

第5条(見出しを含む)、第7条第1項及び同項各号、第8条、第9条並びに別表管理者の決裁を受けるべき事務の欄中「管理者」を「知事」に改める。

(佐賀県東部工業用水道文書管理規程の一部改正)

**第4条** 佐賀県東部工業用水道文書管理規程(平成2年佐賀県東部工業用水道規程第3号)の一部を次のように改正する。

第3条中「管理者」を「管理者の権限を行う知事」に改める。

(佐賀県東部工業用水道電子署名規程の一部改正)

**第5条** 佐賀県東部工業用水道電子署名規程（平成18年佐賀県東部工業用水道規程第4号）の一部を次のように改正する。

本則中「東部工業用水道管理者」を「佐賀県知事」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の佐賀県東部工業用水道財務規程第31条の規定は、この規程の施行の日以後に提出する月次試算表について適用する。